

# いのち・とき・なかま

豊中五中  
学校だより  
H28(2016)  
7.3 発行

## クラブがんばっています ～クラブ参観がありました～

PTA 学級委員会の主催で、6月16・17日、「クラブ参観」があり、保護者の方が見学にこられました。普段、職員室からグラウンドや体育館、特別教室など、クラブ活動の様子や声がよく聞こえます。どのクラブもよくがんばっていて、みんなの掛け声や姿を見聞きすると、頼もしく、元気がでできます。また学校外で、色々な活動に参加している人もいます。様々な活動を通じて自分を磨き、チームワークや感性を高める経験をするのは素晴らしいことですね。暑い中、試合やコンクールにむけて、熱心に活動している様子も伝わってきます。体調に気を付けて頑張ろう！

### 【保護者の感想から】

・活気ある雰囲気の中で、声もよく出ていて楽しそうな部活でした  
・元気があってよかった・頑張っている姿を見られてよかったです  
・よく走っていました・夏の大会に向けて頑張ってください・たくさんの部員が、筋トレ、コート、素振りなど効率よくできて、頑張っていたと思います・あまり上下関係が厳しくないのか、和やかこのびのびとクラブしていました・準備までに時間がかかるので少ししか見学できませんでしたが、上達した姿を見ることができて良かったです・去年より声が出ていたと思います・集合も素早くキビキビしていました・合奏が聞けて良かったです・皆一生懸命で音楽室の中の空気がピリッとしていてすてきな演奏でした

夏休みには多くの試合やコンクール等があります。作品づくりや練習にも熱が入っていくことでしょう。3年生にとっては、「最後の夏」です。悔いの残らないよう、精一杯がんばりましょう！きっと大きな自信につながると思います。みんなで応援しています！



## わかりやすい授業を

誰にもわかりやすい授業を目差して、定期的に教職員で授業研究会を行っています。6月21日、今年度はじめの研究会を行いました。2年理科の

授業で、山岡先生が「さまざまな化学変化～鉄と硫黄の混合物を加熱したときの変化～」を題材に授業を行いました。理科室での実験で、初めに説明や諸注意があり、班に分かれて実験と考察を行います。やるべきことを理解し、班のなかでも作業を分担して実験を進めていました。授業後、全教職員で気がついたことや、授業でめざす「である・しる・つながる」を通じての高めあい等について交流し、教育委員会からのアドバイスをいただきました。授業の向上をめざして、今後も研修を続けていきます。次回は10月の予定です。



# PTA ペタンク大会

恒例のPTA 保健体育委員会主催のペタンク大会が、7月2日（土）にありました。冬のオリンピックで有名になったペタンクは、カーリングに似たスポーツで、弾力のあるボールを転がし、的（まと）のボールに近い方のチームが勝つというもので、やってみるととても面白く、大いに盛り上がりました。メジャーで距離を測り、みな真剣です。誰でも簡単にできて、しかも結構奥が深く、近年各地で盛んに行われています。

今回は8チームに分かれ、総当りでゲームをしました。小さい子どもから、五中生、保護者、職員が和気あいあい、楽しくゲームをしました。毎年参加している人もいて、やっているうちにだんだん上達していきます。最後に参加賞とお弁当をいただきました。ルール説明から、審判、表彰まで保体委員さんの進行で、スムーズにゲームが進みました。お世話になりました。



## PTA 指名委員会が発足しました

次年度のPTA 役員を選んでもいただく指名委員会が、例年より早く立ち上がりました。6月18日、指名委員候補に集まっていたいただき、その中から各クラス1名の委員が決まりました。6月29日には第1回指名委員会を開いて正式に発足。このあと、役員・運営委員さんを決めていく活動に入ります。子どもたちの中学校生活が有意義なものとなりますよう、PTA活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 1学期 このままでは終われない

期末テストが終わり、1学期もあと2週間余りになりました。あとは夏休みを待つばかり、、、ではありません。振り返ることや、これからやるべきことがいくつかあります。いつの時期でも日々の授業や生活を大切にしていきましょう。

- 1年 「ケータイ・スマホについて」や、「人の気持ちを考えて伝え合うこと」など、1学期に見えてきたことや課題を考えていきます。
- 2年 自分自身や、周りの人との関係を改めて振り返り、次の取り組みに生かしていきます。「学ぶ」「働く」ことについて考えていきます。
- 3年 「進路学習」が始まっています。「進路の手引き」や進路便り「羅針盤」を使って、就職や進学、入試制度や、共学・男子・女子校、自立支援コース等など、学年の仲間のことに重ねながら話がありました。今後もいろいろな話を聞いていきます。

## 自転車って歩道を走っちゃダメなの？～自転車を安全に使うために～

中学生は、なにかと自転車を利用する機会が多いものですが、自転車についてのルールを知っていますか？自転車はあくまで軽車両。車道を走るのが原則です！歩道と車道の区別のある所は、車道通行が原則で、歩道はあくまでも例外です。（道路交通法第17条）

大阪府では、7月1日より、大阪府自転車条例が施行されました。これは、大阪府内で近年、自転車事故による死者が増加していること、自転車が加害者となる交通事故によって、高額な賠償請求事例が発生していることなどから、自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するため制定されたものです。条例施行を機に、ご家庭でも自転車損害賠償保険等に加入されますとともに、自転車の安全運転等について、日頃よりお話しいただきますようお願いいたします。保険加入の方法等につきましては、大阪府のホームページ等をご参照ください。

### 「大阪府自転車の安全で適正な利用推進に関する条例」（大阪府自転車条例）

#### ①自転車保険の加入義務化（2016年7月1日施行）

自転車に乗る人は、自転車損害賠償保険に加入しなければならない。また、未成年者の場合はその保護者が加入の義務を負います。自転車事故と言っても、相手にケガをさせた場合の賠償金額は自動車事故と変わらず高額です。必ず加入するようにしましょう。

#### ②安全教育の充実

未成年の保護者は、自転車に安全に乗るための指導をする必要があります。13歳未満の児童が自転車にのるときには、道路交通法により保護者がヘルメットをかぶせるように指導しなければなりません。

#### ③自転車の安全利用

65歳以上の高齢者が自転車に乗る場合は、ヘルメットを着用する必要があります。また、反射板の装着。タイヤの空気圧、ブレーキの効きなど点検、整備を受ける必要があります。

#### ④交通ルール・マナーの向上

自転車は自動車と同じ車両になります。ルール、マナーを守って安全に利用する必要があります。当然のことですが、信号無視や夜間のライト点灯は必ず行いましょう。

### これらのながら運転は禁止行為です。



#### ◎自転車も車と同じく、左側通行ルールを守ろう

車道では常に左側端に寄ろう！車道外側線の位置に関わらず、自転車は車道の左側を通行します。路上駐車や、雨水などに十分気をつけて通行しましょう。（道路交通法第18条）

**◎右側通行は逆走。車と同じように自転車も右側通行は禁止！**

車道で右側通行すると、左側通行を守っている自転車と正面衝突します。あわてて衝突をさけようとした自転車が道路の中央に飛び出して車と衝突するなどの事故を招きます。車道では左側通行を必ず守りましょう。3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（道路交通法第17条）

**◎交差点の横断は2段階右折！** 自転車は車線数に関係なく、信号のある交差点は必ず2段階右折をします。交差点先の角まで進み、周りの安全を確認してから一旦停止。右に進路を変えて信号に従って進みます。自転車が右折車線に入るのは違反であり、危険なので絶対にはいけません。2万円以下の罰金又は科料（道路交通法第34条）

**◎「自転車が歩道を通れるのはどんな場合？」歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**

歩道は原則として歩行者専用ですが、自転車及び歩行者専用標識「歩道通行可」の標識がある場合、車道や交通の状況でやむを得ない場合、例えば道路工事や縦列駐車車両などで車道の左側の通行が難しいとき。交通量がとても多く車道の幅が狭いため、自動車と接触する危険性があるとき。13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者 体の不自由な方は歩道を通れます。

**◎携帯電話を使用しない！** 携帯電話で通話したり、画面を注視しながらの自転車運転は禁止されています。5万円以下の罰金（道路交通法第71条、）

**◎大音量でヘッドホンなどを使用しない！** 大音量でヘッドホンなどを使用して車両を運転する行為は禁止されています。音楽ばかりに気をとられていると他の車両などの発見が遅れ交通事故などを起してしまうかもしれません。5万円以下の罰金（道路交通法第71条、）

**◎横に並んで走らない！** 「並進可」の標識がある場合を除き、ほかの自転車と横に並んで走るのは原則禁止です。歩道では歩行者の通行の妨げになり、車道では車との距離が近くなり大変危険です。縦一列になって走りましょう。2万円以下の罰金又は科料（道路交通法19条）

**◎無灯火では走らない！** 夜は必ずライトをつけましょう。無灯火だと歩行者や運転者から見落とされやすく、危険です。昼間もトンネルなどの暗い場所ではライトをつけましょう。5万円以下の罰金（道路交通法第52条）

**◎二人乗りはしない！** 自転車の乗車定員は一人です。二人乗りは、バランスを崩しやすく、ブレーキをかけてから止まるまでの距離がのびるなど、事故につながる危険があります。2万円以下の罰金又は科料（道路交通法第57条、）

**◎片手運転はしない！** 片手運転は、ふらつきやハンドル・ブレーキの操作ミスの原因になります。5万円以下の罰金（道路交通法第71条）

**◎一時停止を無視しない！** 「一時停止」の標識や表示がある場所では、停止線の直前で一度止まり、左右の安全をしっかりと確認をしてから、再び走行します。3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（第43条）

**◎自転車も飲酒運転しない！！** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔い）（第65条）